平成２１年（フ）第４４８号
石川県河北郡内灘町字大根布２丁目111番地、従前の住所石川県河北郡内灘町字大根布２丁目112番地
債務者　長丸　良子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４５７号
石川県かほく市浜北ニ26番地13
債務者　さんちゃん急便こと　三階　　裕
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５１８号
金沢市笠舞１丁目16番20号
債務者　西村　大輔
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２５３６号
名古屋市北区上飯田北町２丁目44番地　ウイング柴Ｂ棟301号
債務者　土屋　英之
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５６０号
名古屋市昭和区向山町１丁目54番地　昭和荘104号
債務者　金盛　潮里
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６２４号
愛知県春日井市上田楽町2868番地１　ハートピア春日井Ｂ205号
債務者　本部　恭徳（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６２５号
愛知県春日井市上田楽町2868番地１　ハートピア春日井Ｂ205号
債務者　本部　飛鳥（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７１３号
名古屋市中川区中島新町２丁目801番地　県営中川住宅７棟413号
債務者　伴　津和子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７４５号
愛知県海部郡大治町大字西條字須先24番地第１岡本ハイツ505号
債務者　竹岡　淑惠
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７９０号
名古屋市守山区守牧町119番地
債務者　鋤柄　優子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５９号
滋賀県野洲市近江富士１丁目３番８号、前住所大津市鳥居川町６番35―1312号
債務者　小室　恵子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７２号
滋賀県守山市守山６丁目７番28―102号、前住所滋賀県守山市播磨田町1402番地２　雇用促進住宅１棟502号
債務者　清水ミホ子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７７号
滋賀県甲賀市水口町水口6225番地　梅の木団地７―104号
債務者　内山　京子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７８号
滋賀県湖南市サイドタウン２丁目６番18号、前住所滋賀県蒲生郡日野町松尾４丁目４番地
債務者　スナック紫苑こと　松山　清美
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２３号
滋賀県湖南市三雲865番地13
債務者　岡本　秀則
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３７号
大津市皇子が丘１丁目23番13号水車谷団地１号棟１―４
債務者　藤井　一男
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５５号
滋賀県草津市笠山２丁目４番17―105号　ヴィラ・ド・レステＡ
債務者　ラーメン玄海こと　片平章一郎
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
大津地方裁判所民事部